

遠賀町議会基本条例 検証結果報告書

令和5年9月

遠賀町議会改革推進会議

1. 趣旨

遠賀町議会は、平成26年3月に施行した議会の基本理念・議員の活動原則等を定めた遠賀町議会基本条例（以下「条例」という。）に基づき、さまざまな取り組みを行ってきました。

この度、条例第25条第3項の規定により、条例第1条の目的が達成されているかを確認するため、令和5年6月14日の議会運営委員会において、「遠賀町議会改革推進会議（以下「議会改革推進会議」という。）」を設置し検証作業を行うことを決定しました。

同日、議会改革推進会議の第1回目の会議を開催し、以来、3回の会議を重ね、令和元年5月から令和5年4月までの4年間の検証を行いました。

検証においては、全ての委員からの評価・意見に基づき、様々な視点から議論を展開し、検証作業を進めました。

本報告書は、その検証結果を取りまとめたものです。

(参考)

遠賀町議会基本条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、地方分権と住民自治の時代にふさわしい町民に身近な意思決定機関としての議会及び議員活動の活性化と充実を図るために必要な基本事項を定め、町民に開かれた議会の実現を図ることにより、町民の負託に的確に応え、もって遠賀町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（最高規範性で見直し手続）

第25条 ※第1項、第2項は省略

3 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の目的が達成されているかを、議会改革推進会議において検討するものとする。

4 議会は、この条例を改正する場合には、議員間で協議し、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

2. 条例に基づく取り組みの検証方法

(1) 検証体制

議会運営委員会委員6名を構成員とする議会改革推進会議において検証を行う。

(2) 検証方法

議会改革推進会議の席上で委員からの合議により、条文ごとに評価・検証を行う。

(3) 検証作業の手順

①評価シートの作成（内容は次のとおり）

- ・ 条文ごとに検証
- ・ 検証項目は、「実績」「検証結果」「今後の課題・取り組むべき内容」
- ・ 検証結果は、「(1)運用は適切か」「(2)改正の必要はあるか」の2項目について、それぞれ4段階評価（※）

②実績の洗い出し

条文ごとに4年間の実績を洗い出し、評価シートに記述

③評価作業

- ・ 委員からの合議により「検証結果(1)、(2)」をそれぞれ評価（ただし、議員個人の活動原則については評価対象としない）
- ・ 検証結果(1)、(2)がいずれも1の条文は、評価終了
- ・ 検証結果(1)、(2)のいずれかが2～4と評価された条文は、今後の課題・取り組むべき内容について記述
- ・ 条例改正が必要とされた条文は、具体的な規定内容について協議

4段階評価（※）

項目	(1)運用は適切か	(2)改正の必要はあるか
4段階評価	1. 適切に運用されており、これまでどおり取り組む	1. 改正の必要はない
	2. 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要	2. 更なる検討が必要
	3. 適切に運用されておらず改善が必要	3. 改正が必要
	4. その他（内容を記述）	4. その他（内容を記述）

(4) 検証結果の報告等

検証結果は、報告書としてまとめ議長に提出する。また、全議員に対し、検証結果を報告するとともに、町ホームページ等で公表することとする。

3. 遠賀町議会改革推進会議 委員名簿

区 分	委員名
委 員 長	仲 野 新三郎
副委員長	濱 田 竜 一
委 員	野 口 久美子
委 員	二 村 誠 司
委 員	舩 添 博 孝
委 員	中 野 嘉 徳

4. 検証経過

- ・ 第1回 令和5年6月14日
内容：委員長・副委員長の選任
- ・ 第2回 令和5年6月28日
内容：評価作業について確認、評価シート配付（各委員による評価のため、各自持ち帰り）
- ・ 第3回 令和5年8月28日
内容：検証作業（第1条～第25条）

5. 検証結果

（1）評価結果

条例に規定する全 25 の条文についての検証結果は①～④に、条例に新たに規定が必要とされたものは⑤に記載のとおりです。

①評価対象外

（対象条文）第1条

（評価結果）第1条は、条例の目的について規定する条文であるため評価対象外としました。

②適正に運用されている

(対象条文) 第4～5条、第7条～第15条、第17条～第25条

(評価結果) 対象条文はいずれも、運用面の検証で「適切」、条例改正の必要性の検証で「必要なし」という結果になり、適正に運用されていると判断しました。

③運用面について指摘事項あり

(対象条文) 第2条・第3条・第6条・第16条

(評価結果) 対象条文はいずれも、運用面の検証で「2. 更なる取り組みが必要」という結果になりました。今後、更なる取り組みが必要と指摘された事項は次のとおりです。

・第2条・第3条・第16条

… “議員間の自由な討議” が未実施であるため、今後は取り組みを検討する必要がある。

・第2条・第6条

… “意見交換会” がコロナ禍等の影響により、十分に実施できていないので、今後は取り組んでいく必要がある。

④改正が必要と判断された条文

(対象条文) なし

(評価結果) 今回の検証作業で、改正が必要と判断された条文はありませんでした。

⑤新たに規定が必要と判断された条文

(対象条文) なし

(評価結果) 今回の検証作業で、新たに規定が必要とされた条文はありませんでした。

※評価結果の詳細は、別紙、遠賀町議会基本条例評価シートのとおりです。

(2) 今後の取り組み

検証の結果、指摘事項があったものについては、今後の取り組みを次のとおりとします。

○議員間の自由な討議（第2条・第3条・第16条）

条例第2条第1項第5号、第3条第1項第1号、第16条第3項では、「議員による自由な討議を行うこと」と規定していますが、コロナ禍等の影響により前任期中では検討が進んでいないため、今後は先進地の取り組み等について調査・研究を進めていくこととします。

○意見交換会（第2条・第6条）

条例第2条第1項第2号、第6条では、「議会は、町民等と町政全般にわたる意見交換を行い、その意見を町政に反映させる機会を設ける」と規定していますが、コロナ禍以前は意見交換会を実施できていたものの、コロナ禍以降は実施することができていないため、今後は十分に実施できるよう取り組んでいくこととします。

6. まとめ

このたび、遠賀町議会基本条例について条文ごとに検証を行ったことは、議会基本条例の認識を深め、改めて議会運営の課題を把握するに大変有意義な協議となりました。

議会基本条例は議会における最高規範であり、今後更に住民の負託に応えられる議会となるため、今回の検証で得られた課題を全議員が共有し改善に取り組むとともに、検証結果を今後4年間の実施目標として、更なる議会改革の推進を図っていくものとします。